

一人親方等労災保険とは

加入申込書を記入する前に必ずお読みください

労災保険とは

業務上災害（工作中的の事故など業務に起因するケガや病気・障害・死亡など）や通勤災害（通勤途中の事故などによるケガ・障害・死亡など）について保険給付を行う制度です。

加入の範囲

一人親方とは、労働者を使用しない者、または労働者を使用する日の合計が1年において、およそ100日未満の者及び一人親方の子弟（家族従事者等）に限られます。

尚、一年間に100日以上にわたり労働者を使用している場合は、常時労働者を使用しているものとして中小事業主となりますのでご注意ください。中小事業主（事業所）労災の委託事務も行っていますのでお問い合わせ下さい。

補償対象となる範囲

- 請負契約に直接必要な行為を行う場合。（請負によって行う仕事）
- 請負工事現場における作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合。
- 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合。
- 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合等。
- 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

※通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

【注意】次の場合にはこの一人親方等労災保険では適用されません。

- ◆ 建築（建設）作業と関係のない作業を行っていた時の怪我
- ◆ 自宅や自家内作業場等の建築に従事していた時の怪我（私的工事）
- ◆ 自家内作業場において、請負契約によらないで製造又は販売を目的として建具・家具・畳等を製造、加工するだけの場合は、業務執行性は認められません。＊製品を納品するだけの場合は「建築の請負工事に係る」ものではありません。
- ◆ ボランティア等（無報酬）で作業を行っていた時のケガ
- ◆ 安全規則違反や飲酒による事故などの恣意的行為
- ◆ 就労形態によっても適用されない場合もあります（雇用された時はその事業所の労災保険を適用）

労災適用制限のある職種

田川建労の一人親方等労災保険は建築（建設）業のみに限られているため、建築（建設）作業以外の業務については労災適用されません。そのため一部の職種の方については、その作業内容によって労災適用が制限される場合があります。

例）・建具（家具）工、畳工、鉄工、看板工、金物工⇒製造、製作のみ×（製造業に該当）

・石工⇒墓石等の製造、加工、建築事業を伴わない据付のみ×（製造業に該当）

・造園工⇒土木工事を伴わない樹木の植樹又は手入れ、植物の栽植栽培×（農業に該当）

・設計士⇒設計のみ×

仕事中にケガをしたら

速やかに病院等に受診し、工作中的の傷病であることを申告して下さい。その後組合にご連絡下さい。労災指定病院等では必要な治療が無償で受けられます。指定外病院等を受診した場合、医療費は一時全額本人立替となり、労災請求することで後日還付となります。

労災は認定制度

労災の認定は、監督署での判断となります。労災が適用になるかどうか微妙なケースの場合、業務遂行性・業務起因性で判断されます。

一人親方等労災保険加入申込書

「一人親方等労災保険とは」をよく読み内容を確認したうえで、加入を申込みます。

| | | | | | |
|-----------|----|---|-----------------------------------|---|-----------|
| 加入を希望日する日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | (最短で翌日から) |
| 加入者氏名 | | | 連絡先 | | |
| フリガナ | | | 電話番号 | | |
| | | | FAX 番号 | | |
| | | | 携帯電話番号 | | |
| 生年月日 | 昭和 | ・ | 平成 | 年 | 月 日 |
| | | | 業務又は作業の具体的内容 (記入した業務のみ対象になります) | | |
| 給付基礎日額 | | | | | 円 |

↓↓該当するものに必ず○印を付けて下さい。↓↓

| | | | |
|--|-----|---|-------|
| ①. 加入・変更希望者が賃金を支払う労働者はいますか | はい | ・ | いいえ |
| ②. ①で「はい」の場合、その労働者は同居ですか | 同居 | ・ | 別居 |
| ③. ②の人は一人親方等労災保険に加入していますか | はい | ・ | いいえ |
| ④. 特定業務従事歴の有無 (加入時の健康診断必要性を判断します。裏面参照) | | | |
| ・ 粉じん作業を行う業務 | 3年 | 無 | ・ 有 ⇒ |
| | | 年 | 月頃から |
| | | 年 | 月頃まで |
| ・ 振動工具使用の業務 | 1年 | 無 | ・ 有 ⇒ |
| | | 年 | 月頃から |
| | | 年 | 月頃まで |
| ・ 鉛等を用いて行う業務 | 6か月 | 無 | ・ 有 ⇒ |
| | | 年 | 月頃から |
| | | 年 | 月頃まで |
| ・ 有機溶剤等を用いて行う業務 | 6か月 | 無 | ・ 有 ⇒ |
| | | 年 | 月頃から |
| | | 年 | 月頃まで |
| ⑤. 除染作業の有無 (放射性物質で汚染された土壌、草木、工作物等の土壌等の除去) | 無 | | |
| | ・ 有 | | |

*加入時は、初回労働保険料を添えて申し込み下さい。

特別加入時に健康診断が必要な場合

下表の業務の種類に応じて、それぞれの従事期間（通算期間）を超えて当該業務を行ったことがある場合には、加入の際に健康診断を受ける必要があります。健康診断の費用は国が負担しますが、交通費は自己負担となります。

| 特別加入予定者の業務の種類（特定業務） | | 特別加入前に左記の業務に従事した期間（通算期間） |
|--|--|--------------------------|
| ◆粉じん作業を行う業務（じん肺法施行規則別表に定める作業） | | |
| ・土石、岩石又は鉱物を掘削する場所における作業 | 石工、鉄工、溶接工、築炉工、アー ク溶接工、タイル工、ガス溶接工、解体工、はつり工 など | 3年以上 |
| ・岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業 | | |
| ・研磨剤の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により岩石、 鉱物もしくは金属を研磨し、もしくは金属を裁断する場所における作業 | | |
| ・耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破砕する作業など | | |
| ◆振動工具使用の業務 | | |
| ・ 土木建築における鉋締め作業や金属部品のはつり作業等 工具の例…削岩機、チェーンソー、チップングハンマー、卓上用研削盤、コンクリートブレーカー、ブッシュクリーナー等 | 石工、掘削工、はつり工など | 1年以上 |
| ◆鉛又は鉛化合物を用いて行う業務 | | |
| 鉛化合物の例…酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、炭酸鉛、硝酸鉛等 | 溶接工など | 6か月以上 |
| ◆有機溶剤業務又は有機溶剤含有物を用いて行う業務 | | |
| ・有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務 | 塗装工、防水工、内装工・看板工、シーリング工 など | 6か月以上 |
| ・有機溶剤等を用いて行う洗浄又は払しょくの業務 | | |
| ・有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務 など | | |
| 有機溶剤…アセトン、エチルエーテル、キシレン、クレゾール、トルエン、クロルベンゼン、クロロホルム、酢酸エチル、スチレン 等 | | |

※健康診断の結果が判明するまでは、承認は保留されます。

※健康診断証明書を提出しなかったり、業務の内容や業務歴などについて虚偽の申告をした場合には、特別加入の申請が承認されない、保険給付が受けられないことがあります。

※加入時健康診断の結果が次のような場合には特別加入が制限されます。

・特別加入予定者がすでに疾病にかかっている、その症状または障害の程度が一般的に就労することが難しく、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する業務の内容にかかわらず特別加入は認められません。

・特別加入前に疾病が発症、または加入前の原因により発症したと認められる場合には、特別加入者としての保険給付が受けられないことがあります。

【保険給付・特別支給金の種類】

保険給付の対象となるのは、その従事する事業又は作業の種類ごとに決められた行為による災害に限られています。例えば、建設の事業に特別加入した方が店頭で販売することを目的に自家内作業場において製品を製造中に被った災害は保険給付の対象となりません。

○ 療養補償給付 → 業務災害又は通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合

例) 給付基礎日額とは関係なく、必要な治療が無料で受けられます

○ 休業補償給付 → 業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することが出来ない日が4日以上となった場合

例) 30日間休業した場合 (給付基礎日額10,000円の場合)

1) 休業補償給付 $1万円 \times 60\% \times (30日 - 3日) = 162,000円$

2) 休業補償特別支給金 $1万円 \times 20\% \times (30日 - 3日) = 54,000円$ 【合計216,000円】

その他に、傷病補償給付、傷病補償年金、遺族補償給付、葬祭料、介護補償給付などがあります。

【労災保険料】

(給付基礎日額×365日×17/1000) (R06.4 現在)

| 給付基礎日額 | 年間保険料 (手数料含む) | 納付月 | | | 給付基礎日額 | 年間保険料 (手数料含む) | 納付月 | | |
|---------|------------------|---------------|---------|---------|--------|------------------|---------------|---------|---------|
| | | 4月 (手数料含む) | 8月 | 11月 | | | 4月 (手数料含む) | 8月 | 11月 |
| ¥20,000 | ¥125,100 | ¥43,100 | ¥41,000 | ¥41,000 | ¥9,000 | ¥56,845 | ¥20,845 | ¥18,000 | ¥18,000 |
| ¥18,000 | ¥112,690 | ¥38,690 | ¥37,000 | ¥37,000 | ¥8,000 | ¥50,640 | ¥18,640 | ¥16,000 | ¥16,000 |
| ¥16,000 | ¥100,280 | ¥34,280 | ¥33,000 | ¥33,000 | ¥7,000 | ¥44,435 | ¥16,435 | ¥14,000 | ¥14,000 |
| ¥14,000 | ¥87,870 | ¥31,870 | ¥28,000 | ¥28,000 | ¥6,000 | ¥38,230 | ¥14,230 | ¥12,000 | ¥12,000 |
| ¥12,000 | ¥75,460 | ¥27,460 | ¥24,000 | ¥24,000 | ¥5,000 | ¥32,025 | ¥12,025 | ¥10,000 | ¥10,000 |
| ¥10,000 | ¥63,050 | ¥23,050 | ¥20,000 | ¥20,000 | ¥4,000 | ¥25,820 | ¥9,820 | ¥8,000 | ¥8,000 |

* 年間保険料には、年間手数料が含まれております。

* 年度途中加入の場合は、初回労働保険料は月割になり、初回納付時に年間手数料も納付して頂きます。(労災保険料等はお問い合わせください)

【注意事項】

- 一人親方が他人を雇用すると「事業主」です。事業所労災へ移行しましょう。また、**一人親方が元請けとなり、下請け会社の従業員が現場に入る場合は、元請けの一人親方が単独有期労災保険に加入する必要があります。(組合や監督署で手続きすることができます)**
- 年度途中の加入、脱退も可能です。但し、保険料は月割単位となりますので、月末の加入や月初めの脱退等の場合でも保険料は1カ月分発生します。なお、さかのぼり加入脱退はできません。
- 加入、脱退は最短で事務組合が監督署に届出を提出した日の翌日(承認日)となります。
- 業務または作業の具体的内容の変更、追加等があった場合は必ず組合へ連絡して下さい
- 特定業務従事者が業務の内容や業務歴などについて虚偽の申告をした場合には、特別加入の申請が承認されない、保険給付が受けられないことがあります。
- 業務上であっても一人親方等労災保険が適用されない場合もあります。表面の「補償の対象となる範囲」及び、「注意」を必ずお読みください。

労働保険事務組合田川建設労働組合

山形県鶴岡市大塚町 26-13・電話0235-22-2832・FAX0235-22-3370